26 日獣発第 272 号
平成 26 年 12 月 25 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

**宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について**

このことについて、平成 26 年 12 月 16 日付け 26 消安第 4569 号をもって、農林水産省消費･安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、今般、宮崎県内の家きん飼養農場における死亡鶏の増加事例に関して、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査の結果、H5 亜型であることが確認されたことを受け、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表。）に基づき、当該死亡鶏を高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜としたことから、当該防疫指針や「平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫の強化について」（平成26年9月 4 日付け 26 消安第 2841 号農林水産省消費安全局長通知。）をはじめ、今秋以降数次にわたり発出した通知等により、これまで最大限の警戒の下、実施されている家きん飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等による防疫対応について、改めて強化を図るため、①家きんの飼養農場への緊急立入検査等の実施、②危機管理体制の点検、③的確な初動対応の徹底について、各都道府県知事宛てに通知した旨、了知の上、円滑な防疫対策の実施への協力とともに、家畜防疫の重要性を十分理解の上、傘下会員に対する周知と適切な対応への指導について依頼されたものです。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601

２６消安第４５６９号
平成２６年１２月１６日

公益社団法人　日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
26.12.19
第 543 号

写

２６消安第４５６９号
平成２６年１２月１６日

都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、宮崎県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、宮崎県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、Ｈ５亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月１日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまでも、本病の防疫については、防疫指針や「平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成26年９月４日付け26消安第2841号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）をはじめ、今秋以降数次にわたり発出した通知等により、最大限の警戒の下、家きんの飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等を行っていただいているところですが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底をお願いします。

記

１　家きん飼養農場への緊急立入検査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

（１）宮崎県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供

（２）飼養する家きんの異状の有無の確認と異状家きん発生時の早期通報の徹底指導

（３）強化通知に基づく立入検査において指導改善中の農場を中心に、野生動物の侵入防止及び農場出入口での消毒の徹底など飼養衛生管理基準の徹底指導と当該農

場における遵守状況の再確認

2　危機管理体制の点検について

家きんの所有者等が飼育する家きんの異状を早期に発見することができるよう、毎日飼養する家きんの健康観察を行うこと等について改めて指導すること。また、家きんの所有者、獣医師等からの異常家きんを発見した際の通報に対して、遅滞なく、防疫指針の規定に基づく検査や防疫措置を的確に行えるよう、必要となる人員の確保及び資材の調達について体制を整備するとともに、万が一の発生時に備え、防疫指針第２の２の（８）の市町村、関係機関及び関係業者とも適切に連携をとれるよう、夜間・休日の連絡窓口の確認など、危機管理体制を再点検すること。

3　適確な初動対応の徹底について

異常家きんの通報があった場合には、防疫指針第４に基づき、直ちに動物衛生課に連絡し、届出者等に当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の指導を行うとともに、必要な病性鑑定を実施するよう徹底すること。